

7 保第 498 号
令和 7 年 7 月 2 日

岡崎市子ども・子育て会議
会 長 小原 倫子 様

岡崎市長 内田 康宏

小規模保育事業の利用定員について（諮問）

小規模保育事業者の設置主体の変更に伴い利用定員を定めるため、子ども・子育て
支援法第 43 条第 2 項の規定により、別添のとおり貴会の意見を求めます。

（担当：こども部保育課 保育施策係 電話 23-6175 FAX23-6540）



小規模保育事業所の利用定員の設定について

令和6年4月1日に事業を開始した小規模保育事業所1か所について、設置主体である法人が子会社へ事業を移管（無償譲渡）することに伴う認可申請があったため、当該事業所の利用定員について、子ども・子育て支援法第43条第2項の規定に基づき子ども・子育て会議の意見を聴取します。

1 利用定員の設定について

(1) 定員の設定

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の設置にあたっては、認可基準の範囲内で、施設及び事業所の認可定員を定めます。

市は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業について、施設型給付費（委託費）の支給対象として確認する際に、その単価の基準となる利用定員を教育・保育給付認定区分ごとに0歳、1～2歳、及び3～5歳の別に定めます。

市の確認を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業として位置付けられます。

◆特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員に関する基準

施設の種類	利用定員数	教育・保育給付認定区分	備考
小規模保育事業	19人以下	3号	3号については、 0歳と1～2歳に区分
※教育・保育給付認定区分 1号：教育標準時間認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども 2号：保育（標準時間・短時間）認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども 3号：保育（標準時間・短時間）認定を受ける満3歳未満の小学校就学前子ども			

（岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例）

(2) 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、認可定員と一致させることを原則としつつ、地域における需要や施設ごとの利用見込み等の状況を踏まえて、市で調整をしたうえで設定します。

2 対象となる法人及び小規模保育事業所の概要及び利用定員案について

	現状	移管後
法 人 名	株式会社NOVA	株式会社NOVAキンダー
法人所在地	名古屋市中区大須四丁目1番21号	東京都品川区東品川2-3-12
代 表 者	代表取締役 稲吉 正樹	代表取締役 稲吉 正樹
施 設 名	じぶんみらい保育園日名南	
所 在 地	日名南町21番8	
建 物	鉄骨造1階 専有面積 138.01 m ²	
認 可 定 員	0歳児：3人 1, 2歳児：16人	
開 所 時 間	午前7：00～午後7：00（延長保育含む）	
従 事 者 数	管理者：常勤1人 保育士：常勤3人 非常勤8人 栄養士：非常勤2人 調理員：非常勤2人	
認 可 基 準 適 合 状 況	適合	
事業開始日	令和6年4月1日	令和7年10月1日
利用定員案	【3号】0歳児：3人 1, 2歳児：16人	

株式会社 NOVA キンダー（じぶんみらい保育園）の認可基準適合状況

1 認可基準の適合状況

(1) 設備に関する事項

基準		申請内容		
必要な設備	必要面積・要件等	設置する設備	根拠	移管に伴う変更
乳児室又はほふく室	乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上	0歳児：3人×3.3㎡＝9.9㎡＞16㎡ 1歳児：8人×3.3㎡＝26.4㎡＞30㎡	平面図	なし
保育室又は遊戯室	2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上	2歳児：8人×1.98㎡＝15.84㎡＞19㎡	平面図	なし
※上記を2階に設ける場合	耐火建築物又は準耐火建築物であること			
	常用の屋内階段又は屋外階段の設置			
	避難用として次のいずれかの設備			
	・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段			
	・待避上有効なバルコニー			
	・建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備			
	・屋外階段			
	保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備の設置			
調理設備	設置すること	設置	平面図	なし
便所	設置すること	設置	平面図	なし
屋外遊戯場	2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）	神明公園で代替 施設からの距離：50m	申請書、配置図	なし

(2) 人員に関する事項

基準		申請内容		
必要な人員	必要人数・要件等	配置する人員等	根拠	移管に伴う変更
保育士	次の職員数の合計に1人を加えた数以上 ・乳児：概ね3人につき1人以上 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児：概ね6人につき1人以上 ・満3歳以上満4歳に満たない幼児：概ね20人につき1人以上	0歳児：3人÷3＝1.0人 1、2歳児：16人÷6＝2.6人 加算人数：1人 ⇒必要人数5人に対し配置予定数は常勤4人、非常勤8人（常勤換算3.1人）	申請書	あり
嘱託医	配置すること	配置	申請書	なし
調理員	配置すること	配置	申請書	なし

(3) 経済的基礎に関する事項

基準		申請内容		
要件		経済的基礎の有無	根拠	移管に伴う変更
小規模保育事業を行うために必要な経済的基礎があること		経済的基礎を有する。 ・債務超過でないこと ・直近3年間で損失計上がないこと	直近3年間の決算書	あり

(4) 社会的信望に関する事項

基準		申請内容		
要件		社会的信望の有無	根拠	移管に伴う変更
小規模保育事業を行う者(法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が社会的信望を有すること		社会的信望を有する。	誓約書	なし

(5) 実務担当幹部職員の知識・経験に関する事項

基準		申請内容		
要件		実務担当幹部職員の知識・経験の有無	根拠	移管に伴う変更
実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること		実務担当幹部職員が知識・経験を有する。	園長候補者の履歴書等	なし

(6) 欠格事項に関する事項

基準		申請内容		
要件		欠格事項該当の有無	根拠	移管に伴う変更
児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当するものでないこと		いずれにも該当しない。	誓約書	なし

2 付近の見取り図



3 平面図（申請書抜粋）

